

政令番号32 アントラセン

各都道府県での届出事業所からの「排出・移動先別の排出量・移動量」（令和3年度）

（E+nは $\times 10^n$ 、例えばE+3は $\times 1000$ の意味です。）

都道府県 コード	都道府県名	排出量(kg/年)				移動量(kg/年)			排出量・ 移動量 合計
		大気へ の排出	水域へ の排出	土壌への 排出・ 所内埋立	排出量 合計	下水道へ の移動量	廃棄物 搬出	移動量 合計	
1	北海道	1.0E-1			0.1				0.1
2	青森県								
3	岩手県								
4	宮城県								
5	秋田県								
6	山形県								
7	福島県								
8	茨城県	4.0E-1			0.4		2.7E+1	27.0	27.4
9	栃木県								
10	群馬県								
11	埼玉県								
12	千葉県	3.3E+1			33.4				33.4
13	東京都								
14	神奈川県								
15	新潟県	4.4E+0			4.4				4.4
16	富山県								
17	石川県								
18	福井県								
19	山梨県								
20	長野県	7.0E+2			700.0		4.2E+1	42.0	742.0
21	岐阜県								
22	静岡県								
23	愛知県	2.0E-1			0.2		9.4E+2	940.0	940.2
24	三重県						1.0E+0	1.0	1.0
25	滋賀県	6.2E+0			6.2				6.2
26	京都府								
27	大阪府								
28	兵庫県	1.9E+1			18.9				18.9
29	奈良県								
30	和歌山県	1.0E-1			0.1		3.4E+1	34.0	34.1
31	鳥取県								
32	島根県								
33	岡山県								
34	広島県								
35	山口県						3.6E+2	360.0	360.0
36	徳島県								
37	香川県								
38	愛媛県								
39	高知県								
40	福岡県	9.9E+2			990.8				990.8
41	佐賀県								
42	長崎県								
43	熊本県								
44	大分県								
45	宮崎県								
46	鹿児島県								
47	沖縄県								
全 国		1.8E+3			1,754.5		1.4E+3	1,404.0	3,158.5

注1) 農業は使用先別使用量として別表にも示している。